

【概要】太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会（第4回）

日時：令和4年6月17日（金）16:00～17:10

場所：林野庁7階 共用第一会議室（オンライン・対面）

出席者・配布資料：別紙のとおり

【主な意見等】

議事（1） 中間とりまとめ（案）について

- ・ 全体的にまとまりや考え方のロジックが分かりやすくなった。
- ・ 開発規模の一体性について、局所的な集水域と言っても山地の場合は尾根をまたぐこともあり、近接性をどのような範囲で考えたら良いのか。
 - 例えば、発電設備を共用するような場合や排水施設の整備などを一連で計画する必要がある場合などでは、多少離れていても一体性が認められうる。
- ・ 市町村が意見を提出する際に一体性の観点を考えることが出来ているかは重要。地域住民から見て一体の事業と判断されることもあるので、そうした場合には地域意見の反映をすることが必要。
 - 地域意見の反映については、現状ではかなりばらつきがあり、地域色は出てくると思うが、基本的な意見聴取の方法や留意すべきポイントを示していきたい。
- ・ 洪水調節池は本来貯留型施設であるので、P24の「貯留型施設を原則とし、浸透型施設については～」の表現は、貯留型施設の代替として浸透型施設を許容するとの誤解を招くのではないか。山地斜面では洪水調節池に浸透機能を持たせることや排水施設に浸透型施設を設けることに問題あることが分かるようにしていただきたい。
 - 浸透型施設を安易に設置しない趣旨で記載しており、表現は検討したい。
- ・ 設計雨量強度について、排水施設では10年を基本として20～30年を用いることが出来る、洪水調節池では30年を基本として50年を用いることが出来る」とあるが、このような例外適用が出来る場合を可能な限り具体的に基準の中で示してほしい。
 - どのような場合に適用出来るのか、都道府県の裁量にも気を付けながら、通知の中で具体的にお示し出来るよう整理をしていきたい。
- ・ 検討会の重要なポイントとなる「対応方向」について、資料5-2中間とりまとめ（案）と資料5-4概要案が対応するよう整理してもらいたい。
 - 改めて精査したい。
- ・ 災害のおそれのある区域について、対応策の検討結果を計画に記載することとしているが、都道府県からすると審査が難しいと思われる。このことについて何か対策は考えているか。

→ 災害のおそれのある区域においては、基本はえん堤を作る計画にさせていただき、えん堤を作らない計画となっている場合は、指導を行うか、又は設置しない理由を説明させるということを考えている。

- ・ 災害のおそれがある区域の例のうち、山地災害危険地区については周知されているので分かると思うが、なだれ危険箇所についてはあまり周知されていないようにも思われる。どのように周知・公表されているのか。

→ なだれ危険箇所については、県に周知は行っているが、事業者にどのように伝わっているのかは改めて確認したい。

以上の議論を経た結果、中間とりまとめについては、おおむね了承を得たものとし、細かな修正については座長一任となり、今後、座長と林野庁の間で調整した中間とりまとめを各委員に共有することとなった。

以上